

大和市告示第130号

大和市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和5年7月10日

大和市長 古谷田 力

大和市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱を廃止する要綱

大和市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱（令和3年大和市告示第121号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 廃止前の大和市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の規定により支給した自立支援金の返還については、同要綱第13条の規定は、なおその効力を有する。